

10月3日(月)
から

マイナンバーカードを利用した証明書の コンビニ交付サービスを開始予定です

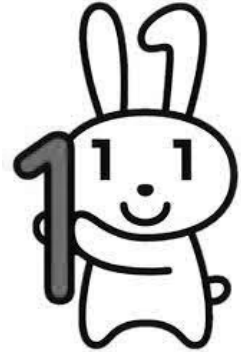
☎市民課 22-5348

利用できる店舗 全国のセブン-イレブン、ローソン、ファミリーマートなどマルチコピー機設置店舗

利用時間 午前6時30分～午後11時（年末年始、システム停止日を除く）

取得できる証明書

証明書の種類	取得できる方	手数料
住民票の写し	本人または同一世帯の方	150円
印鑑登録証明書	本人	



必要なもの マイナンバーカード（利用者証明用電子証明書が搭載されたもの）

注意事項 ※サービス開始までの間、内容に変更が生じる可能性があります。

- ・住民基本台帳カード、通知カード、印鑑登録証ではコンビニ交付は利用できません。
- ・4桁の暗証番号を連続で3回間違えるとロックがかかり利用できなくなります。その場合、市役所または各総合支所で暗証番号ロック解除の手続きが必要となります。
- ・マイナンバー入り住民票、住民票の除票、発行制限を受けている方の住民票など、取得できない住民票もあります。

マイナンバーカードをまだお持ちでない方は、ぜひこの機会にカード交付申請を！

マイナンバーカードをまだお持ちでない方に、7月下旬から9月上旬にかけて、オンライン申請用QRコード付きマイナンバーカード交付申請書が、地方公共団体情報システム機構により順次送付されます。

また、マイナポイントを受け取るために必要なマイナンバーカードの申請期限は9月末までとなります。

申請方法など詳しくは、マイナンバーカード総合サイトまたは市民課へお問い合わせください。なお、市民課ではマイナンバーカード取得に向けた取り組みとして、以下の2つを実施しています。

①マイナンバーカードの出張申請

市職員が、企業や地域団体の事務所などに出向き、マイナンバーカードの申請受け付けを行います。本人確認も行うため、市役所までマイナンバーカードを受け取りに行く必要はありません。



②マイナンバーカード申請サポート

市民課窓口にて、写真撮影等の申請手続きサポートを行っています。



住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金を支給します！

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、さまざまな困難に直面した方々が、速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう、住民税非課税世帯等に対して、1世帯当たり10万円の現金を「プッシュ型」で支給いたします。

対象

- ①基準日(令和4年6月1日)において世帯全員の令和4年度分の住民税均等割が非課税である世帯
※住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯を除く。
- ②①のほか、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、①の世帯と同様の事情にあると認められる世帯(家計急変世帯)
※すでに臨時特別給付金の支給を受けた世帯には再度の支給はされません。

給付額
1世帯当たり10万円

申請方法

①対象となる世帯には7月上旬に案内チラシと確認書を送付しています。

②窓口にて相談により申請を受け付けいたします。

詳細については市☎をご確認ください。

☎社会福祉課 25-15204